

温泉に関する最近の経緯

1 . 温泉を取りまく最近の問題事例

(1) 表示なく入浴剤等を使用していた事例

長野県白骨温泉の一部施設

白骨温泉旅館組合など 4 事業者について、長野県が不当景品類及び不当表示防止法違反（不当表示）にあたるおそれがあるとして、注意を行った。（7 月中旬から報道がなされ、県、村等の調査を経て、8 月 19 日に注意。）

(2) 水道水等を沸かしたものを温泉であるかのように誤認させるような行為

福岡県の公衆浴場

公正取引委員会が、不当景品類及び不当表示防止法に違反するおそれがあるものとして警告を行った。（8 月 9 日）

群馬県伊香保温泉などの一部施設

伊香保町の 7 施設について、群馬県が不当景品類及び不当表示防止法に基づき立入検査を行い、うち 5 施設に対し、同法の規定に違反するおそれがあるとして、注意を行った。（9 月 1 日）

その後、類似の事例につき報道あり。

(3) 温泉であるにもかかわらず温泉法の許可を受けないで利用している事例

宮城県作並温泉の 1 施設

温泉法違反の疑いで、宮城県警が旅館経営者を逮捕（9 月 30 日）。

2 . 環境省の対応

(1) 温泉の保護と利用に関する懇談会を開催し、温泉に関する行政上の課題を整理した中間報告をとりまとめ（平成 16 年 6 月 4 日）。

(2) 平成 16 年 9 月 1 日から全国の温泉利用施設を対象とした実態調査を実施し、10 月 8 日に調査結果の概要を公表。

(3) 調査結果を踏まえ、特に、加水・加温・循環ろ過装置や入浴剤の使用について表示するなど、温泉事業者による利用者への情報提供を充実していくことが重要と考えられることから、これらの表示をどのように進めていくかという喫緊の課題を含め、中央環境審議会での検討を依頼。